

記載例

様式第1号（第7条関係）

令和〇年〇月〇日

日光市長 様

申請者 郵便番号 **321-△△△△**
住 所 **日光市足尾町〇〇〇番地**
氏 名 **栗山 太郎**
電話番号 **0288-△△-××××**

日光市省エネ家電購入費補助金交付申請書兼実績報告書

日光市省エネ家電購入費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助対象家電 (該当する項目に印)	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input checked="" type="checkbox"/> LED照明器具	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input checked="" type="checkbox"/> LED照明器具	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input checked="" type="checkbox"/> LED照明器具
メーカー名	藤原電機(株)	藤原電機(株)	藤原電機(株)
型式名(型番)	FUJILED-2024S	FUJILED-2024M	FUJILED-2024L
統一省エネラベル の星の数	3.5	3.3	3.1
購 入 日	令和 6 年 7 月 1 日	令和 6 年 7 月 1 日	令和 6 年 7 月 1 日
設 置 日	令和 6 年 7 月 3 日	令和 6 年 7 月 3 日	令和 6 年 7 月 3 日
購入店舗名	日光家電今市店	日光家電今市店	日光家電今市店
購入額	9,680 円	21,780 円	32,780 円
購入額合計 (補助対象経費)	64,240 円		
交付申請額	30,000 円 (補助対象経費×補助率1/2(1,000円未満切捨)で、上限3万円)		

※購入額は、補助対象家電本体の購入価格（消費税及び地方消費税の額を含む）であり、設置に係る工賃、配送に係る経費、既設の家電等の撤去及び処分に係る経費を除きます。

※補助対象家電や補助対象者、申請書に添付する書類については、裏面の「日光市省エネ家電購入費補助金チェックシート」により確認をお願いします。

調査同意書

必ず署名をお願いします

私は、日光市省エネ家電購入費補助金の補助要件審査のため、「住民登録」及び「市税及び公共料金の納付状況」について調査することに同意します。

申請者署名 **栗山 太郎**

※事務処理欄（申請者は記入しないでください。）

対象者	対象家電	購入店舗	対象経費	添付書類	システム登録	交付の有無	市税等
						有・無	

交付不交付

(裏)

日光市省エネ家電購入費補助金チェックシート

1 補助対象家電について

- (1) いずれかにが入らないと補助金の交付を受けることができません。
- 統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上のエアコンを購入し、設置した。
 - 統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上の冷蔵庫を購入し、設置した。
 - 統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上のLED照明器具を購入し、設置した。
- (2) 全てにが入らないと補助金の交付を受けることができません。
- 日光市内の店舗、事業所又は営業所で新品を直接購入している。
 - 経済産業省資源エネルギー庁が提供する省エネ型製品情報サイトに掲載されている。
 - 自らが居住する日光市内の住宅（併用住宅にあつては住宅部分に限る。）に設置した。
 - 令和6年4月25日から令和7年2月28日までの期間に購入し、かつ設置した。

2 補助対象者について

全てにが入らないと、補助金の交付を受けることができません。

- 申請時点において、市内に住所を有し、かつ、居住している者で、その者の属する世帯の世帯主である。
- 補助対象家電の購入に要する経費の全額を支払っている。
- 日光市省エネ家電購入費補助金の交付を受けたことがない。
- 申請時点において、市税及び公共料金に滞納がない。
- 日光市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団等に該当しない。

3 申請書に添付する書類について

全てにが入らないと、補助金の交付を受けることができません。

- 補助対象家電の購入に係る領収書又はレシートの写し
- 補助対象家電の統一省エネラベルが確認できる書類の写し
- 製造者又は販売店が発行した補助対象家電の保証書の写し
- 自らが居住する日光市内の住宅に設置したことが分かる写真

(例)省エネ型製品情報サイトで対象家電が掲載されているページを印刷したもの等

(注意事項)

- 1 申請期間は令和6年5月24日から令和7年2月28日までです。
- 2 申請の受付は先着順に行います。予算の範囲を超えたときは、申請期間内であっても、申請の受付を停止します。